

日本グループ・ダイナミックス学会 研究者・実践者倫理に関する綱領

日本グループ・ダイナミックス学会は、すべての会員が基本的な人権を尊重し、真摯に研究を展開することを願っている。

本学会では倫理に関して以下の条項を定める。

1) 人権の尊重

本学会の会員は研究および実践活動を進めるにあたって、研究協力者となる個々人の人権を尊重しなければならない。とくに、集団に対する働きかけに際しては、成員個々人のみならず当該集団全体の健全さを損なうことのないように十分な配慮をしなければならない。

2) 説明と同意

研究および実践活動に際しては、研究協力者に対して事前に研究の目的や協力の内容を十分に説明し同意を得なければならない。その説明が誇大であったり虚偽を含んだりしてはならない。なお、事前の了解が諸活動の展開に支障がある場合には、説明可能になった時点で速やかに対処することとする。また、研究や実践活動を進めている途中において、研究協力者からの求めがあれば、その意思を尊重し研究や実践活動を中止しなければならない。さらに、研究協力者からの申し出がない場合でも、当該協力者にとって問題が生じる可能性があると考えられるときには同様の措置をとるものとする。研究結果を公表するにあたっては、関係者から同意を得ることが求められる。

3) 情報の管理および秘密の保持

研究および実践活動で得られた研究協力者に関わる情報については厳重に保管するとともに、秘密の保持に努めなければならない。また、同意された目的以外に情報を使用してはならない。

4) 不正の防止

研究および実践活動に際しては、論文の盗用や尺度の無断使用など、不正と認知される恐れのある行為をしてはならない。また、学会誌掲載論文でこの種の問題が起きた場合には、その旨を直ちに編集委員長に申し出るものとする。